

63 明治義塾法律研究科設置願下戻 (明治十六年四月)

(欄外注記1)
明治十六年四月廿八日出

知事 書記官印 学務課(庵地印)

六等属埴原和三郎

私字届書却下之件

明治義塾

右從前開業致シ居候處今回法律研究科相設云々別紙之通届出候得共右ハ設置廃止規則ニ依リ認可ヲ経ヘキモノニ付左案之付箋ヲ以却下可然哉

案

書面之事項ハ明治十五年本府甲第五拾号町村立私立学校幼稚園書籍館設置廃止規則ニ依リ府知事ノ認可ヲ経ヘキモノニ候依リテ本書下ケ戻候事

明治十六年四月廿八日

(欄外注記1)

「五月二日付記録料」「五月二日送達」

(明治十六年私立各種學校書類 学務課

613
C5
3